

2024年8月27日

茨城県知事 大井川和彦 様  
東海村長 山田 修 様

日本共産党茨城県委員会  
委員長 上野 高志  
茨城県議 江尻 加那  
東海村議 大名美恵子

## 日本原子力発電(株)東海第二原発に関わる要望書

東海第二原発について、下記事項を申し入れます。茨城県と東海村においては、原子力所在地域首長懇談会（6市村）及び東海第二発電所安全対策首長会議（15市町村）と連携して、安全対策の役割を發揮することを要望します。

### 記

1. 日本原子力発電(株)は8月23日、東海第二原発の再稼働をめざす安全性向上対策工事の完了時期を、2024年9月から2026年12月に延長することを公表しました。施工不良のあった防潮堤鋼製防護壁の地中連続壁をどのようにやり直すのか原子力規制委員会での審査が終わっていないにも関わらず、そのタイミングで2年3か月の工期延長で完了できると結論付けたことは、規制委員会の審査過程を軽視し、重大な施工不良を過小評価するものです。原子力災害の発生防止に万全の措置を講じるべき原子力事業者の責任に反しています。

地震列島の日本で原発の安全運転は成り立たず、過酷事故が起きれば取り返しのつかない被害が広がり、処理の見通しが無い使用済核燃料を大量に発生させるものです。

よって、茨城県と東海村は、工期延長ではなく廃炉の決断を事業者を求めること。再稼働を認めないこと。

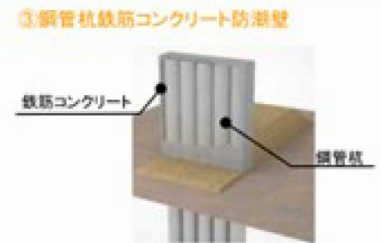
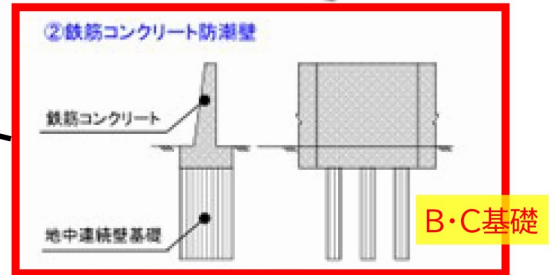
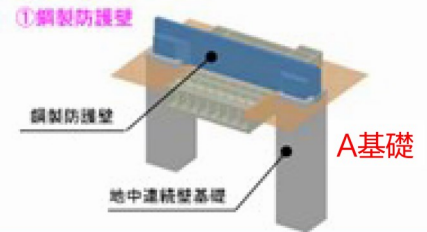
2. 防潮堤鋼製防護壁の地中連続壁基礎（南北2か所のA基礎）の両側に設置される鉄筋コンクリート防潮壁の地中連続壁基礎（B基礎）についても、施工不良の疑いが生じています。B基礎は、A基礎と同じJV（共同企業体）が施工し、同じエリアで同じ工法、同程度の深さであることから、A基礎と同様にコンクリート未充填や鉄筋変形が起きている可能性を否定できません。その事実があるとの証言が工事関係者から寄せられています。B基礎にはすでに上部工の鉄筋コンクリート防潮壁が設置されていることから基礎部分を目視できない現状にあります。基礎周囲を掘るなどの調査を行って施工不良の有無を明らかにすることは可能です。

よって、茨城県と東海村は、B基礎の施工不良の有無について日本原電に確認し、その根拠を明らかにすること。

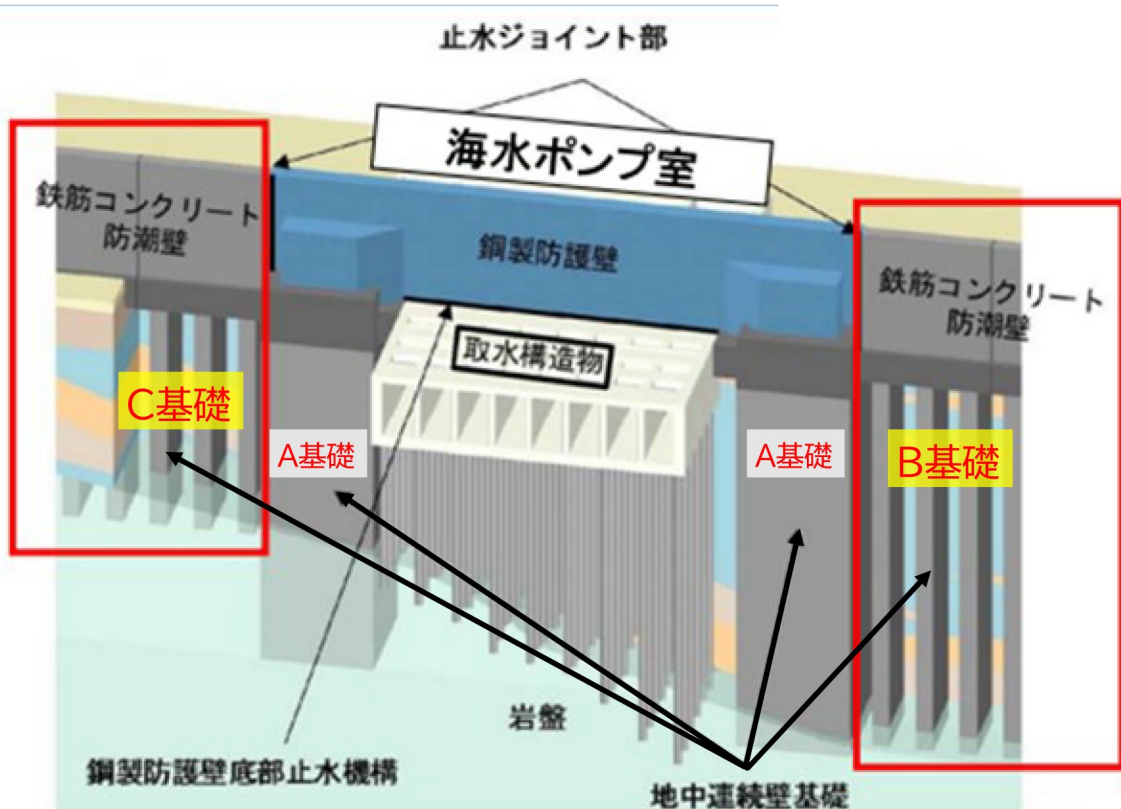
# ■新たな告発があった鉄筋コンクリート防潮壁の地中連続壁基礎(B基礎)

※日本原電の資料に加筆したもの

○ 地上部から敷地への津波の流入を防止するため、敷地を取り囲む形で防潮堤を設置



防潮堤の構造イメージ



## 8月21日に日本共産党茨城県委員会・議員団が行った原子力規制庁との交渉メモ

(文責：江尻加那)

### <日本共産党の要望項目>

東海第二原発の防潮堤工事について、日本原電が報告している連続地中壁 A 基礎（北基礎・南基礎）に加え、同じ建設会社が施工した鉄筋コンクリート防潮壁の地中連続壁 B 基礎においても、コンクリート未充填や鉄筋変形が起きているとの証言が寄せられている。原子力規制委員会において、B 基礎の施工不良の有無を調査・報告するよう日本原電に求めること。

### <原子力規制庁の回答> ※音声を文字起こししたもの

規制庁からお答えいたします。まずは検査の枠組みの説明をさせていただきますが、原子力安全の一義的な責任というものは事業者にあります。新規制基準適合のための安全対策工事を含めて、原子力の安全確保に関する工事や活動についても、原子力事業者が法令上の要件に沿って適切に実施する必要がございます。

原子力事業者は、工事をする際に法令に基づいて自らの組織を管理・監督するための品質マネジメントシステムを構築し、それに基づいて施工不良などの発生を防止するための管理プロセスを構築。施工不良などが発生した場合にも、適切に是正措置を行うことが求められます。

これを踏まえ、規制委員会としては、原子力事業者が実施する多数の工事、そのすべての施工状態を規制庁検査官が検査で確認することは実質的に不可能ですので、事業者が適切に工事の作業工程を管理し、不適合等が発生した場合には是正措置が確実に実施されているかどうかについて検査で厳格に確認していくことになります。

例えば、今回の不適合の事象、コンクリートの未充填等を念頭に置いて検査の中でしっかり確認してまいります。

ご指摘の B 基礎は、今審査している A 基礎の両側のコンクリート壁のことですけれども、現状は事業者から申請された対象に入っていません。当然、設計変更があれば、設工認申請が出てくる行政上の手続きになっているわけですけれども、そもそも B 基礎については、現時点で事業者の不適合管理、コンディションレポートの中で不適合として管理されている状況ではないと認識しております。B 基礎に施工不良があるという認識は事業者もしていないと思いますし、我々も現時点でそれを確認していません。ですので、B 基礎の状況がどうなのかというのは（使用前）検査の中では確認されることになるとは思います。現状でどういう施工不良があるのかという情報は我々持っていないという認識です。（以上）